

# (仮称)千葉県防災基本条例要綱(案)

## 第一 総則

### 1 目的

この条例は、防災に関し、基本理念を定め、並びに県民、事業者、自主防災組織等の役割及び県の責務を明らかにするとともに、基本的な取組事項を定めることにより、地域防災力の向上を図ることを目的とします。

### 2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑り等の異常な自然現象により生じる被害をいいます。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び災害からの復興を図ることをいいます。
- (3) 災害時要援護者 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等の災害発生時において特別の援護を必要とする者をいいます。
- (4) 帰宅困難者 自宅以外の場所で災害が発生し、交通機関の運行の停止により徒歩による帰宅を余儀なくされ容易に帰宅することが困難となった者をいいます。

### 3 基本理念

防災対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとします。

- (1) 災害発生時の被害について、人命及び身体の安全の確保を最優先しつつ被害の最小化を図ること。
- (2) 自助・共助・公助が一体となった取組を継続的に講じること。
- (3) 被災者の人権を尊重するとともに、災害時要援護者の特性及び男女双方の視点を踏まえること。

### 4 各主体の役割等

- (1) 県民は、基本理念にのっとり、自らの安全を確保するための防災対策を積極的かつ自発的に行うよう努めます。また、地域における消防団及び自主防災組織等が行う防災活動への参加や、県及び市町村が行う防災対策への協力に努めます。

- (2) 事業者は、基本理念にのっとり、従業者、施設利用者等の安全を確保するための防災対策を積極的かつ自発的に行うよう努めます。また、地域における消防団及び自主防災組織等が行う防災活動への参加や、県及び市町村が行う防災対策への協力を努めます。
- (3) 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域の安全を確保するための防災対策を積極的かつ自発的に行うよう努めます。また、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めます。
- (4) 県は、基本理念にのっとり、災害から県民の安全を確保するため、千葉県地域防災計画等に基づき、防災対策を総合的かつ計画的に推進します。
- (5) 県は、災害発生時において必要な業務を継続することができるよう、必要な計画を作成します。
- (6) 県は、基本理念にのっとり、市町村と連携を図りながら協力して防災対策に取り組みます。

## **第二 災害予防対策**

### I 県民による災害予防対策

#### 1 防災研修及び防災訓練への参加等

県民は、防災に関する知識及び技能を習得するため、防災研修及び防災訓練への参加、防災広報の活用等に努めます。

#### 2 避難場所等の確認

県民は、自らの生命・身体の安全を確保するための迅速かつ適切な行動をとることができるよう、避難場所、避難経路及び避難方法並びに家族等との連絡手段を確認するよう努めます。

#### 3 耐震対策及び防火対策

県民は、地震による倒壊等から自らの生命・身体の安全を確保するため、建築物の耐震診断や耐震改修、家具や家電品の固定化等に努めます。また、火災から生命・身体の安全を確保するため、消火器や感震ブレーカーの設置等に努めます。

#### 4 生活必需品の備蓄等

県民は、生命及び最低限度の生活を維持できるよう、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の備蓄、ラジオ等情報収集手段の確保、及びそれらの点検をする

よう努めます。また、特に必要な物品を避難の際に迅速に持ち出せるよう努めます。

## Ⅱ 事業者等による災害予防対策

### 1 防災研修及び防災訓練の実施等

- (1) 事業者は、従業者に対する防災研修及び防災訓練の実施や、地域における防災研修及び防災訓練への参加に努めます。
- (2) 石油コンビナート事業者及び危険物取扱事業者は、防災研修及び防災訓練を実施する際は、取り扱う危険物の特性を踏まえて講ずべき防災対策に特に留意します。

### 2 学校等による防災教育の実施

学校、保育所等の設置者は、幼児、児童、生徒又は学生が発達段階に応じ、災害発生時に適切に判断し行動ができるよう、また、将来の防災対策の担い手となるようにするため、防災教育の実施に努めます。

### 3 従業者等の待機場所等についての周知

事業者は、従業者等の一斉帰宅による事故及び混乱を防止するため、従業者に対し、待機場所及び家族との連絡手段の確認について周知するよう努めます。

### 4 事業の継続等のための措置

事業者は、災害発生時にできる限り事業の継続又は速やかな再開ができるようにするため、あらかじめ、必要な措置を講ずるよう努めます。

### 5 耐震対策及びライフライン施設等の安全性の向上

- (1) 事業者は、地震による倒壊等から従業者等の生命・身体の安全を確保するため、耐震診断や耐震改修等建築物の地震に対する安全性の向上に努めます。
- (2) ライフライン事業者は、事業の県民生活にとっての重要性に鑑み、その施設について、地震及び地盤の液状化に対する安全性が向上するよう努めます。
- (3) 石油コンビナート事業者は、事業に係る災害の特殊性に鑑み、その施設について、安全対策の推進に努めます。

### 6 生活必需品の備蓄等

事業者は、事業の継続・再開及び従業者の一斉帰宅の抑制を図るため、食料、飲料水等の生活必需品を備蓄し、点検するよう努めます。

### Ⅲ 自主防災組織等による災害予防対策

#### 1 防災研修及び防災訓練の実施等

自主防災組織等は、地域住民の防災に関する知識及び技能の習得に資するため、防災研修及び防災訓練並びに防災広報等を行うよう努めます。また、自主防災組織等は、災害時要援護者の円滑な支援に資するため、市町村が行う災害時要援護者の避難体制の整備に関し、障害者支援団体、医療機関、介護関係事業者、福祉関係事業者等と連携するよう努めます。

#### 2 防災資機材の整備

自主防災組織等は、迅速かつ適切な災害応急対策を行うことができるよう、防災資機材を整備するよう努めます。

### Ⅳ 県による災害予防対策

#### 1 防災広報等の実施

県は、県民の防災に関する知識及び技能の習得を図るため、防災広報、防災研修及び防災訓練、防災教育等を行うよう努めます。

#### 2 一斉帰宅の抑制に関する周知等

県は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱を防止するため、事業者、市町村等と連携し、一斉帰宅の抑制及び家族との連絡手段の確認についての周知、一時滞在施設及び帰宅支援ステーションの確保等に努めます。

#### 3 災害時要援護者の把握に対する支援等

県は、災害時要援護者が特に援護を必要とすることに鑑み、市町村が行う災害時要援護者の把握に対する支援、災害時要援護者が主体的に行う防災対策の促進等に努めます。

#### 4 避難所運営等の支援

県は、市町村が行う避難所の確保や円滑な運営のための支援に努めます。

#### 5 耐震対策及び液状化対策の促進等

(1) 県は、建築物の地震及び地盤の液状化に対する安全性の向上を図るため、耐震診断及び耐震改修の方法、液状化対策に係る工法等に関する情報の提供等に努めます。

(2) 県は、災害発生時に災害対策本部となる施設、避難場所、避難所等の防災対策上重要な施設の地震及び地盤の液状化に対する安全性が向上するよう努めます。

## 6 堤防、水門等の整備、改修等

県は、洪水、崖崩れ、高潮及び津波により生じる被害の最小化を図るため、被害の発生が予想される区域において、堤防、急傾斜地崩壊防止施設、防潮堤、水門等の整備、改修及び適正な維持管理に努めます。

## 7 生活必需品の備蓄及び供給体制の整備

(1) 県は、市町村の備蓄を補完する役割を踏まえつつ、生命及び最低限度の生活の維持並びに災害応急・復旧対策の迅速かつ適切な実施を図るため、食料、飲料水等の生活必需品の備蓄及び防災資機材の整備に努めます。

(2) 県は、必要な物資を迅速に供給する体制の確保を図るため、物資供給事業者等との協定の締結等調達体制及び物流体制の整備に努めます。

## 8 自主防災組織等及びボランティア活動への支援等

(1) 県は、自主防災組織等による防災活動の円滑な実施を図るため、市町村と連携し、自主防災組織等の結成及び活動に対する支援、消防団等防災関係者との連絡調整の中心的な担い手となる人材の育成等に努めます。

(2) 県は、ボランティアによる防災活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの受入体制の整備、ボランティア団体等との連携、被災者支援に関し専門的な知識及び技術を有する人材育成の推進等に努めます。

(3) 県は、地域における防災活動の促進を図るため、地域防災活動に関して特に功績があったと認められるものを表彰します。

## 9 災害情報の収集伝達等の体制の整備

県は、国、他の都道府県、市町村、報道機関、医療機関等と連携し、災害情報の収集及び伝達体制、医療救護体制等の整備に努めます。

## **第三 災害応急対策**

### I 県民による災害応急対策

#### 1 生命・身体の安全の確保

- (1) 県民は、災害発生時に自らの生命・身体の安全を確保するため、災害情報に留意しつつ、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、避難の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示等があったときは、これに応じて速やかに行動しなければなりません。
- (2) 県民は、津波から生命・身体の安全を確保するため、津波による被害の発生が予想される場合においては、津波情報に留意しつつ、高台等の安全な場所へ直ちに避難しなければなりません。
- (3) 県民は、避難するに当たっては、災害時要援護者に配慮するとともに、近隣住民への呼びかけを行う等近隣住民と助け合うよう努めます。

#### 2 一斉帰宅の抑制等への協力

帰宅困難者は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱を防止するため、自らの安全を確保した上でむやみに帰宅をしないよう努めます。また、一時滞在施設の運営に協力するよう努めます。

#### 3 火災の防止

県民は、災害発生時に、自らの生命・身体の安全の確保に支障を生じない限度において、火気の使用の停止、電流の遮断等火災の発生又は拡大を防止するよう努めます。

#### 4 避難所での行動

避難所に滞在する県民は、相互に協力しながら、避難所の運営、災害時要援護者に対する配慮等避難所において円滑に共同生活を営むため必要な事項について主体的に行動するよう努めます。

### II 事業者等による災害応急対策

#### 1 従業者等の安全の確保等

事業者は、災害発生時に、従業者、施設利用者等の安全を確保するとともに、消防団及び自主防災組織等と連携し、災害情報の収集及び伝達、救出及び救護等を行うよう努めます。

## 2 一斉帰宅の抑制

事業者は、従業者等の一斉帰宅による事故及び混乱を防止するため、施設等の安全性及び周辺の状況を確認した上で、災害情報の提供、施設内待機指示等に努めます。

## 3 学校等による生徒等の安全の確保

(1) 学校、保育所等の設置者は、災害発生時に乳幼児、児童、生徒又は学生の特性を踏まえつつ、生命・身体の安全を確保するよう努めます。

(2) 医療機関、介護関係事業者及び福祉関係事業者は、災害発生時に、施設利用者の特性を踏まえつつ、生命・身体の安全を確保するよう努めます。

## 4 ライフライン事業の応急対策

ライフライン事業者は、その事業が災害復旧・復興対策において重要な役割を果たすことに鑑み、災害発生時に、被害の発生及び拡大の防止並びに、応急の復旧を速やかに行うよう努めます。

# Ⅲ 自主防災組織等による災害応急対策

自主防災組織等は、災害発生時の被害の発生及び拡大を防ぐため、災害情報の収集及び伝達、出火防止及び初期消火、救出及び救護、災害時要援護者等の避難誘導及び安否確認、給食及び給水等を行うよう努めます。

# Ⅳ 県による災害応急対策

## 1 応急体制の確立

県は、災害発生時に、国、市町村等の関係者と連携して、避難、救出及び救護、医療等の災害応急対策の円滑な実施のために必要な体制を速やかに確立します。

## 2 情報の収集及び伝達

県は、災害発生時に、災害情報を迅速かつ適切に収集し、市町村及び防災関係機関に速やかに伝達するとともに、県民、事業者及び自主防災組織等に迅速かつ適切に災害情報が伝達されるよう必要な措置を講じます。

### 3 帰宅困難者への周知等

県は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱を防止するため、事業者、市町村等と連携し、帰宅困難者に対しむやみに帰宅しないよう周知するとともに、災害の状況、一時滞在施設及び帰宅支援ステーションに関する情報の提供等を行います。

## 第四 災害復旧・復興対策

- 1 県民は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、相互に助け合い、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めます。
- 2 事業者は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業の継続又は速やかな再開により雇用を確保するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めます。
- 3 県は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、市町村、国等の関係者と連携し、復旧及び復興に必要な体制を速やかに確立し、対策を的確に行います。

## 第五 条例の推進

- 1 県は、毎年1回、この条例の施行の状況を千葉県防災会議及び県民に報告します。
- 2 県は、この条例の施行から3年を目途に規定内容を再検討し、必要があれば見直しを行います。